



大同特殊鋼

証券コード 5471

第98期

定時株主総会 招集ご通知

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定
の件
- 第8号議案 取締役賞与の支給の件

DAIDO STEEL GROUP
Beyond the Special

新型コロナウイルスへの感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
本総会につきましては、極力、郵送およびインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
なお、今後、株主総会の会場や運営に変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.daido.co.jp>)へ掲載いたします。

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所

名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所2階ホール

目次

- 第98期定時株主総会招集ご通知・・・ 1
- 事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 株主総会参考書類・・・・・・・・・・・・・・・ 41

株 主 各 位

名古屋市東区東桜一丁目1番10号

大同特殊鋼株式会社

代表取締役社長 石 黒 武

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合には以下のいずれかの方法によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記41頁～63頁の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2022年6月23日(木曜日)午後4時までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、上記の期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使]

後記4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日(金曜日)午前10時(受付開始時刻:午前9時)
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所2階ホール
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第98期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第98期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役賞与の支給の件

4. その他株主総会招集にあたっての決定事項

- (1) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daido.co.jp>) に掲載しておりますので本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況」
 - ②事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ③連結計算書類の「連結注記表」
 - ④連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ⑤計算書類の「個別注記表」
 - ⑥計算書類の「株主資本等変動計算書」なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした連結計算書類および計算書類の一部です。
- (2) 書面による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使書面の郵送による方法とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (4) 議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以上

-
- (お知らせ) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daido.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- (お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使 についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面、インターネット等による議決権行使

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後4時到着分まで



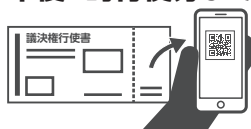
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

なお、各議案に賛否の記載がない場合、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後4時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後4時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

上記URLにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について  0120-652-031 (午前9時～午後9時)

議決権電子行使 プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会への出席による議決権行使

● 株主総会へ出席 ●

株主総会開催日時

2022年6月24日(金曜日)

午前10時



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

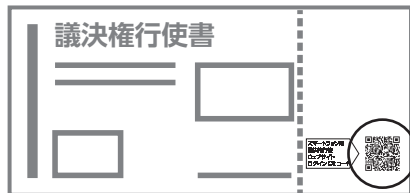
※当日ご出席の場合は、郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続はいずれも不要です。

インターネット等による議決権行使のご案内

● 「スマート行使」によるご行使 ●

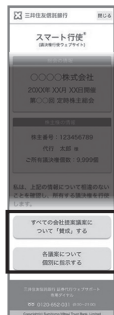
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

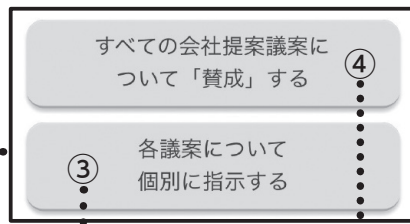


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

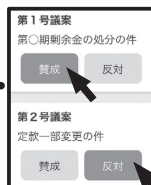
②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

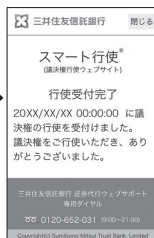


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

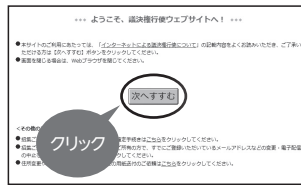
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

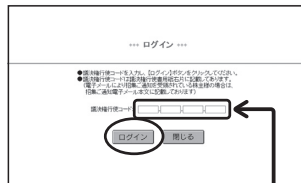
● パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

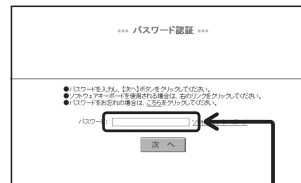


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(添付書類)

事業報告

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期の事業の状況

①事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が普及したことにより、経済活動の正常化に向けた動きが見られましたが、第4四半期以降はオミクロン変異株の発生による感染再拡大、ウクライナ情勢に起因する原材料価格の高騰やサプライチェーンの混乱の加速など、依然として不透明な状況が継続しております。

このような経済環境の中、特殊鋼の需要は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した前期と比べ大きく回復しました。主要需要先である自動車関連の受注は、自動車生産の回復に加え、今後のさらなる増産に備えた在庫補填の動きが見られましたが、足元では部品不足や新型コロナウイルス感染症の再拡大による生産調整により、回復のペースが鈍化しています。産業機械関連の受注は、国内外の景気回復にともない堅調に推移しました。また半導体関連の受注は、5G（第5世代移動通信システム）やデータセンター、車載向けなど幅広い需要が堅調に拡大し、高位な状況が継続しました。これらの結果、鋼材売上数量は前期比で増加しました。

一方、主要原材料である鉄スクラップ価格は、国内需給のタイト化および国際価格の上昇により前期比で高騰し、ニッケルなどの各種合金類についても、グローバルでの需要増加や供給制約によって大幅に価格が上昇しました。また原油・LNG市況がひっ迫したことを受け、エネルギーコストも大きく増加しました。これらを含めたコスト上昇分については、原価低減活動により吸収を図るとともに、生産活動を継続的に維持するための販売価格改定にも取り組んでおります。

これらの結果、当期の連結経営成績は、売上高は前期比1,169億44百万円増収の5,296億67百万円、経常利益は前期比265億58百万円増益の392億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比223億78百万円増益の268億94百万円となりました。

セグメント業績は、以下のとおりです。

特殊鋼鋼材

構造用鋼は、主要需要先である自動車関連や産業機械向けの受注増加を受け、工具鋼も、自動車関連需要を中心に各業態で受注が高位となり、それぞれ前期比で数量が増加しました。主要原材料である鉄スクラップ価格は、国内需給のタイト化および国際価格の上昇により前期比で高騰し、エネルギーコストも原油価格の高騰により増大しました。

これらの結果、当期における特殊鋼鋼材部門の売上高は、売上数量の増加および原材料価格の上昇を販売価格に転嫁したことにより前期比35.6%増加の1,978億3百万円、営業利益は、前期比64億60百万円増益の38億27百万円となりました。

機能材料・磁性材料

ステンレス鋼および高合金は、自動車関連や産業機械向けの受注増加に加え、半導体関連需要も高位で推移したことで、前期比で売上数量が増加しました。磁石製品は、自動車関連および半導体関連の需要増加により、粉末製品は、自動車関連を中心とした需要の増加により、売上高は前期比で増加しました。

これらの結果、当期における機能材料・磁性材料部門の売上高は、売上数量の増加およびニッケルなど各種合金価格の上昇を販売価格に転嫁し、前期比32.2%増加の1,976億4百万円、営業利益は前期比144億77百万円増益の266億50百万円となりました。

自動車部品・産業機械部品

エンジンバルブ部品・型鍛造品は、自動車生産の増加を受け、精密鋳造品は、自動車生産の増加にともなうターボ関連製品の需要が回復し、それぞれ売上高は前期比で増加しました。自由鍛造品は、航空機需要の調整局面が継続しているものの、半導体関連や重電需要、船用バルブが好調に推移し、売上高は前期比で増加しました。

これらの結果、当期における自動車部品・産業機械部品部門の売上高は、売上数量の増加により前期比14.6%増加の925億4百万円、営業利益は前期比70億88百万円増益の49億79百万円となりました。

エンジニアリング

主に自動車部品向け熱処理炉を中心とした受注減少により、当期におけるエンジニアリング部門の売上高は、前期比9.9%減少の182億14百万円、営業損益は前期比21億35百万円減益の12億77百万円の損失となりました。

流通・サービス

当期における流通・サービス部門の売上高は、前期比42.6%増加の235億40百万円、営業利益は前期比10億48百万円増益の28億34百万円となりました。

セグメント別の売上高

| セグメント区分 | 第97期 (2021/3) | | 第98期 (2022/3) | |
|-------------------------|---------------|---------|---------------|---------|
| | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | 金額 (百万円) | 構成比 (%) |
| 特 殊 鋼 鋼 材 | 145,842 | 35.3 | 197,803 | 37.4 |
| 機 能 材 料 ・ 磁 性 材 料 | 149,420 | 36.2 | 197,604 | 37.3 |
| 自 動 車 部 品 ・ 産 業 機 械 部 品 | 80,750 | 19.6 | 92,504 | 17.5 |
| エ ン ジ ニ ア リ ン グ | 20,205 | 4.9 | 18,214 | 3.4 |
| 流 通 ・ サ ー ビ ス | 16,504 | 4.0 | 23,540 | 4.4 |
| 合 計 | 412,722 | 100.0 | 529,667 | 100.0 |

②設備投資等の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は210億27百万円であります。

ア. セグメント別の設備投資の状況

| セグメント区分 | 設備投資額 (百万円) |
|-------------------------|-------------|
| 特 殊 鋼 鋼 材 | 6,317 |
| 機 能 材 料 ・ 磁 性 材 料 | 9,437 |
| 自 動 車 部 品 ・ 産 業 機 械 部 品 | 4,439 |
| エ ン ジ ニ ア リ ン グ | 232 |
| 流 通 ・ サ ー ビ ス | 601 |
| 全 社 (共 通) | — |
| 合 計 | 21,027 |

イ. 当期において継続中の主要設備の新設、拡充
当 社

| 拠点 | 内容 | セグメント |
|-------------|-----------|----------------|
| 知 多 第 2 工 場 | 棒鋼加工設備合理化 | 機能材料・磁性材料部門 |
| 渋 川 工 場 | 特殊溶解能力増強 | 自動車部品・産業機械部品部門 |

子会社

| 拠点 | 内容 | セグメント |
|--------------|--------|-------------|
| 日本精線(株)東大阪工場 | 酸洗被膜設備 | 機能材料・磁性材料部門 |

ウ. 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

③資金調達の様況

当期の所要資金は、自己資金および借入金等で充ちいたしました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

今後の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されることで、回復が継続すると見込まれます。当社におきましても自動車関連を中心に一定の需要が見込まれますが、変異種の流行による感染の再拡大や半導体などの部材不足による自動車生産の減少、またウクライナ情勢を起因とした原材料価格の高騰など、収益を下押しする大きなリスクを内包した先行き不透明な環境と認識しております。このような状況の下、原価低減活動のさらなる推進や固定費の徹底的な圧縮策を引き続き推し進めることで、事業への影響が最小限となるよう努めるとともに、生産活動を継続的に維持するための販売価格の改定を実施してまいります。

他方、中長期的な視点では、世界規模での地球温暖化抑制への取り組みが本格化し、CO₂排出量の削減を目的とした社会構造の転換が進展することが見込まれます。当社の主要需要先である自動車産業においては電動化が加速し、内燃機関自動車は2020年代半ばにピークアウトすることが想定されます。化石燃料からグリーンエネルギーへのシフトにより、洋上風力や水素が新たなエネルギー源として注目されています。またデジタル革命の加速により、情報通信などデジタル化を支える半導体産業は、今後も持続的な成長が見込まれます。

このように当社を取り巻く外部環境が目まぐるしく変化するなかでも、経営理念である「素材の可能性を追求し、人と社会の未来を支え続ける」を実現するため、2030年のありたい姿として「高機能特殊鋼を極め、「グリーン社会の実現」に貢献する」を2021年6月に策定しました。当社グループは、これまで機能性に優れた素材でお客様の技術革新を支えてまいりました。これからも下記4点の行動方針のもと、このありたい姿を具現化することで、中長期的成長を目指してまいります。

①成長分野のビジネス拡大（将来を見据えた種まき）

今後の成長市場である、CASE*（自動車）、半導体関連製品、グリーンエネルギー分野の需要を捕捉するための取り組みを強化します。CASE関連において、特殊鋼鋼材ではこれまでの製造技術に関する知見を活かし、さらに信頼性の高いソリューションを提供してまいります。また、磁石については、中津川先進磁性材料開発センターの最大活用により、特徴ある製品で新たな需要を捕捉します。半導体関連製品、グリーンエネルギー分野においては、全社横断型ワーキング・グループを設置し、今後の製品戦略・拡販活動へ繋げていくことで、お客様のニーズに確実にお応えしてまいります。

*CASE（Cononnected（コネクティッド）、Autonomous/Automated（自動化）、Shared（シェアリング）、Electric（電動化））

②事業体質の強靱化（2020中期経営計画の深化）

外部環境変化への耐性強化、既存事業のプレゼンス拡大を図るため、営業サイドでは適正マージンの確保やポートフォリオ改革を推進します。生産サイドでは生産量の再拡大も視野に入れ、これまでに実行した戦略投資の補完として、知多工場の製鋼部門を中心に生産能力の上方弾力性を改善するための投資を実行いたします。また長期的な内燃機関向け特殊鋼の需要減少への対応として、生産効率向上およびコスト削減を進めます。加えて、人員の最適配置・適正化、DX推進による省工数・省人化を図ることで、労働生産性の向上を目指してまいります。

③海外展開拡大

昨年、ティムケンスチール社の中国営業拠点の全持分を取得しました。今後はこの会社を拠点として、東アジア市場を中心に海外での高機能ステンレス鋼、高合金、工具鋼の売上拡大を目指します。また、海外規格対応による欧米市場の開拓、インド市場ではサンフラッグ社とのアライアンス活用など、各地域での販売強化に向けた取り組みを加速してまいります。

④ESG経営の推進

持続可能な経営に向け、ESG経営を推進します。当社は2050年でのカーボンニュートラル実現を目指し、「Daido Carbon Neutral Challenge」を策定しました。その過程である2030年においてはCO₂排出量を2013年度対比で50%の削減を掲げており、この目標達成に向けCO₂排出量削減活動を積極的に推進いたします。また政策保有株式の縮減や取締役体制の見直しなど、コーポレート・ガバナンス強化を図るとともに、従業員の健康・安全をすべてに優先したうえで、社会からの信頼性確保に向けた多様な取り組みを深化させてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況

①当社グループの財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第95期 (2019/3) | 第96期 (2020/3) | 第97期 (2021/3) | 第98期 (2022/3) |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売上高 (百万円) | 543,255 | 490,421 | 412,722 | 529,667 |
| 経常利益 (百万円) | 34,343 | 24,298 | 12,642 | 39,200 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 21,182 | 10,987 | 4,516 | 26,894 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 496.88 | 257.76 | 105.96 | 630.94 |
| 総資産 (百万円) | 650,697 | 625,899 | 665,506 | 728,187 |
| 純資産 (百万円) | 318,140 | 309,136 | 339,353 | 365,004 |

②当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第95期 (2019/3) | 第96期 (2020/3) | 第97期 (2021/3) | 第98期 (2022/3) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売上高 (百万円) | 340,813 | 304,819 | 245,504 | 343,692 |
| 経常利益 (百万円) | 24,393 | 21,049 | 9,001 | 24,250 |
| 当期純利益 (百万円) | 15,912 | 11,483 | 6,335 | 21,539 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 373.17 | 269.31 | 148.58 | 505.15 |
| 総資産 (百万円) | 455,577 | 434,175 | 472,864 | 512,132 |
| 純資産 (百万円) | 195,486 | 189,484 | 215,387 | 227,844 |

(4) 重要な親会社および子会社の状況（2022年3月31日現在）

①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

②重要な子会社の状況（※印は、間接所有の株式を含みます。）

特殊鋼鋼材

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|--------------------------------|---------------|--------|--|-------------------|
| 大同興業株式会社 | 1,511百万円 | 100.0% | 商事 | 名古屋市東区 |
| 大同DMソリューション株式会社 | 435 | 100.0 | 特殊鋼鋼材の加工および販売 金型および金型部品の製造および販売 鋼材および非鉄金属の熱処理 および表面処理 | 大阪府大東市 |
| 大同テクニカ株式会社 | 40 | 100.0 | 鋼材の精整作業 | 愛知県東海市 |
| 大同エコメット株式会社 | 30 | 100.0 | 当社および子会社等から発生する廃棄物のリサイクル 製鋼用原料・資材の製造および販売 | 愛知県東海市 |
| DAIDO DMS (THAILAND) CO., LTD. | 257百万 BAHT | ※ 90.0 | 金型用鋼および工具鋼プレートの加工および販売 | タイ国チャチェンサオ県 |
| 天文大同特殊鋼股份有限公司 | 138百万 NT\$ | ※ 73.4 | 金型用鋼および工具鋼プレートの加工および販売 | 台湾桃園市 |
| DAIDO DMS SINGAPORE PTE. LTD. | 3,017千S\$ | ※ 85.0 | 金型用鋼および工具鋼プレートの加工および販売 | シンガポール国 |
| DAIDO DMS MALAYSIA SDN. BHD. | 7,980千RM | ※ 89.6 | 金型用鋼および工具鋼プレートの加工および販売 | マレーシア国 セランゴール州 |

機能材料・磁性材料

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|--|---------------|---------|-----------------------------|---------------|
| 日本精線株式会社 | 5,000百万円 | ※ 51.0% | ステンレス鋼線および金属繊維等の製造および販売 | 大阪市中央区 |
| 株式会社ダイドー電子 | 1,490 | 100.0 | 磁性材料および電子機器部品の製造、加工および販売 | 岐阜県中津川市 |
| 下村特殊精工株式会社 | 297 | ※ 92.6 | 特殊鋼の引抜および研削品の製造および販売 | 千葉県市川市 |
| 日星精工株式会社 | 80 | 100.0 | ネジおよびボルトの製造および販売 | 名古屋市南区 |
| 大同電工（蘇州）有限公司 | 21,000千US\$ | ※ 100.0 | 磁性材料および電子機器部品の製造、加工および販売 | 中国江蘇省 |
| Daido Shimomura Steel Manufacturing(Thailand)Co., Ltd. | 430百万 BAHT | ※ 100.0 | 特殊鋼の引抜および販売、倉庫事業 | タイ国チョンブリー県 |
| THAI SEISEN CO., LTD. | 320 | ※ 100.0 | ステンレス鋼線およびダイヤモンドダイスの製造および販売 | タイ国サムットプラカーン県 |
| 下村特殊精鋼（蘇州）有限公司 | 7,200千US\$ | ※ 65.6 | 特殊鋼の引抜および研削品の製造および販売 | 中国江蘇省 |
| 大同磁石（広東）有限公司 | 5,600 | ※ 100.0 | 磁性材料および電子機器部品の製造、加工および販売 | 中国広東省 |
| Daido Electronics (Thailand) Co., Ltd. | 140百万 BAHT | ※ 100.0 | 磁性材料および電子機器部品の製造、加工および販売 | タイ国アユタヤ県 |
| ORIENTAL SHIMOMURA DRAWING (M) SDN. BHD. | 3,000千RM | ※ 64.2 | 特殊鋼の引抜および研削品の製造および販売 | マレーシア国ペナン州 |

自動車部品・産業機械部品

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|----------------------------------|----------------|---------|-------------------------------|--------------|
| フジオーゼックス株式会社 | 3,018百万円 | ※ 52.2% | エンジンバルブ等の製造および販売 | 静岡県菊川市 |
| 株式会社大同キャスティングス | 2,215 | 100.0 | 鋳造品および特殊鋼管材の製造および販売 | 名古屋市港区 |
| 日本鍛工株式会社 | 310 | 100.0 | 型鍛造品の製造および販売 | 兵庫県尼崎市 |
| 東洋産業株式会社 | 160 | 100.0 | 型鍛造品の製造および販売 | 宮城県黒川郡大衡村 |
| 大同スターテクノ株式会社 | 150 | 100.0 | 鍛鋼品の機械加工、精整および熱処理等の請負 | 群馬県渋川市 |
| 大同精密工業株式会社 | 90 | ※ 100.0 | 圧縮機部品、ターボ部品およびカップリング等の製造および販売 | 東京都豊島区 |
| FUJI OOZX MEXICO, S.A. DE C.V. | 396百万 M X N | ※ 100.0 | エンジンバルブ等の製造および販売 | メキシコ国グアナファト州 |
| Daido Steel (Thailand) Co., Ltd. | 750百万 BAHT | 100.0 | 型鍛造品の製造および販売 | タイ国チョンブリー県 |
| P.T. FUJI OOZX INDONESIA | 2,262億IDR | ※ 75.0 | エンジンバルブ等の製造および販売 | インドネシア国西ジャワ州 |
| 富士気門（広東）有限公司 | 64百万元 | ※ 100.0 | エンジンバルブ等の製造および販売 | 中国広東省 |
| OHIO STAR FORGE CO. | 26千US\$ | 100.0 | 型鍛造品の製造および販売 | 米国オハイオ州 |

エンジニアリング

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|------------------|--------|-------|---|--------|
| 大同マシナリー株式会社 | 310百万円 | 96.0% | 工作諸機械および各種機械の製造および販売 機械設備の保守、点検および修理 土木建設 | 名古屋市南区 |
| 大同環境エンジニアリング株式会社 | 50 | 100.0 | 灰溶融炉設備および下水汚泥処理設備の運転・保守業務請負 | 名古屋市南区 |
| 大同プラント工業株式会社 | 36 | 64.4 | 工業炉の設計、製作および販売 工業炉の保守、点検および修理 | 名古屋市南区 |

流通・サービス

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|--------------------------------------|---------------|---------|---------------------------------------|-----------|
| 株式会社大同ライフサービス | 490百万円 | 100.0% | 当社および子会社等の福利厚生施設の管理運用 不動産・保険・印刷事業等 | 名古屋市南区 |
| 株式会社大同分析リサーチ | 75 | 100.0 | 鉄鋼、製鋼、鋳物およびセラミックス等の分析・試験・調査業務の請負 | 名古屋市南区 |
| 株式会社大同ITソリューションズ | 45 | 100.0 | 情報通信機器によるシステムの企画、設計、開発および保守運用受託 | 名古屋市東区 |
| 木曽駒高原観光開発株式会社 | 10 | ※ 57.4 | ゴルフ場の経営および別荘地管理 | 長野県木曽郡木曽町 |
| 有限会社タカクラ・ファンディング・コーポレーションを営業者とする匿名組合 | 495 (出資金) | 100.0 | 複合商業施設保有のための匿名組合 | 東京都千代田区 |
| 大同斯蒂尔材料科技(上海)有限公司 | 5,000千US\$ | ※ 100.0 | 商事 | 中国上海市 |
| 大同特殊鋼(上海)有限公司 | 3,880 | ※ 100.0 | 商事 | 中国上海市 |
| Daido Kogyo (Thailand) Co., Ltd. | 100百万 BAHT | ※ 100.0 | 商事 | タイ国バンコク |
| Daido Steel (America) Inc. | 9US\$ | ※ 100.0 | 商事 | 米国イリノイ州 |

③重要な関連会社の状況

特殊鋼鋼材

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|-----------|--------|-------|---------------------------------|-----------|
| 東北特殊鋼株式会社 | 827百万円 | 10.0% | 高級特殊鋼および加工製品の製造および販売 | 宮城県柴田郡村田町 |
| 理研製鋼株式会社 | 485 | 46.1 | 特殊鋼二次製品、切削工具および工作・産業機械等の製造および販売 | 東京都中央区 |
| 丸太運輸株式会社 | 100 | 41.3 | 運輸業、倉庫業、場内諸作業の請負業および土木建築請負業等 | 名古屋市瑞穂区 |
| 桜井興産株式会社 | 75 | 43.3 | 金属製品の熱処理の請負 | 名古屋市南区 |
| 泉電気工業株式会社 | 70 | 40.0 | 電気工事の設計施工および自動制御盤等の設計製作 | 東京都墨田区 |
| 川一産業株式会社 | 30 | 35.0 | 沿岸荷役、倉庫および運輸業 | 川崎市川崎区 |

(注) 東北特殊鋼株式会社は、出資比率が100分の20未満ですが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。なお、緊密な者または同意している者の出資比率は23.8%であります。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社には該当する特定完全子会社はありません。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

| セグメント区分 | 主要な事業内容 |
|--------------|--|
| 特殊鋼鋼材 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自動車・産業機械・電気機械向け部品用材料、建設用材料、工具鋼・金型用材料 ● 特殊鋼鋼材加工、流通 ● 原材料販売 ● 運輸、物流 |
| 機能材料・磁性材料 | <ul style="list-style-type: none"> ● ステンレス・高合金製品、電気・電子部品用材料 ● 磁材製品（OA・FA用モーター、自動車用メーター・センサー、計測機器用部品等） ● 粉末製品（HEV用磁性粉末等） ● チタン材料製品（医療用チタン合金、形状記憶合金等） ● 溶接用材料 |
| 自動車部品・産業機械部品 | <ul style="list-style-type: none"> ● 型鍛造品・熱間精密鍛造品・鋼機製品（自動車・ベアリング向け部品等） ● 自由鍛造品（船舶・産業機械・電機・鉄鋼・化工機・石油掘削用部品、宇宙・航空機用部品） ● 鋳鋼品（鉄道用マンガンレール、自動車・産業機械・電機・各種炉用部品、高級鋳鋼品等） ● 精密鋳造品（自動車・産業機械・電機・通信機器用部品等） ● 製材用帯鋸 ● エンジンバルブ ● 圧縮機器・油圧機器・工作機械用部品 |
| エンジニアリング | <ul style="list-style-type: none"> ● 鉄鋼設備、各種工業炉およびその付帯設備、環境関連設備（排水・排ガス・廃棄物等の処理設備）、工作機械等 ● 機械設備の保守管理 |
| 流通・サービス | <ul style="list-style-type: none"> ● グループ会社製品の販売、福利厚生サービス、不動産・保険事業 ● ゴルフ場経営 ● 分析事業 |

(6) 主要な営業所および工場等 (2022年3月31日現在)

①当社

| | | |
|---------------|---|---|
| 本 社 | 名古屋市東区東桜一丁目1番10号 | |
| 東 京 本 社 | 東京都港区港南一丁目6番35号 | |
| 支 店 ・ 営 業 所 | 大阪支店 福岡営業所 | 大阪市中央区 福岡市中央区 |
| 工 場 | 知多、知多型鍛造、知多帯鋼 知多第2 星崎 渋川 粉末 君津 王子 | 愛知県東海市 愛知県知多市 名古屋市南区 群馬県渋川市 名古屋市港区 千葉県君津市 東京都北区 |
| テ ク ノ セ ン タ ー | 滝春 中津川 築地 川崎 | 名古屋市南区 岐阜県中津川市 名古屋市港区 川崎市川崎区 |
| 研 究 開 発 拠 点 | 技術開発研究所 中津川先進磁性材料開発センター | 名古屋市南区 岐阜県中津川市 |

②子会社および関連会社

「(4) 重要な親会社および子会社の状況」②重要な子会社の状況および③重要な関連会社の状況に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①当社グループの従業員数

| セグメント区分 | 従業員数(名) | 前期末比増減(名) |
|--------------|---------|-----------|
| 特殊鋼鋼材 | 3,421 | 3 |
| 機能材料・磁性材料 | 3,798 | △108 |
| 自動車部品・産業機械部品 | 3,352 | △169 |
| エンジニアリング | 638 | △12 |
| 流通・サービス | 968 | △231 |
| 全社(共通) | 428 | 13 |
| 合計 | 12,605 | △504 |

(注) △印は、減少を示します。

②当社の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 3,332名 | △101名 | 39.1歳 | 16.6年 |

(注) △印は、減少を示します。

(8) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額(百万円) |
|--------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 26,635 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 21,850 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 10,000 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 7,200 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 6,000 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 116,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 43,448,769株
 （自己株式 809,979株を含みます。）
 (3) 株 主 数 18,257名
 (4) 大 株 主（上位10名）

| 株 主 名 | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|----------------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 5,142 | 12.06 |
| 日 本 製 鉄 株 式 会 社 | 3,100 | 7.27 |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信 託 口） | 2,398 | 5.62 |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 2,075 | 4.86 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 1,577 | 3.69 |
| 日 本 発 條 株 式 会 社 | 1,449 | 3.39 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 1,405 | 3.29 |
| 本 田 技 研 工 業 株 式 会 社 | 1,305 | 3.06 |
| ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社 | 869 | 2.03 |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 758 | 1.77 |

（注） 当社は自己株式809,979株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。持株比率は、自己株式を控除して計算しており、表示単位未満を切り捨てております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

| 氏名 | 地位および担当 | | 重要な兼職の状況 |
|-------|-----------------------|-------------------------|--|
| 嶋尾 正 | 代表取締役会長 | | 中部電力株式会社社外取締役 |
| 石黒 武 | 代表取締役社長 (社長執行役員) | | 東京窯業株式会社社外取締役 |
| 西村 司 | 代表取締役副社長 (副社長執行役員) | 社長補佐 全部門統括 CRM部管掌 | 東京窯業株式会社社外監査役 |
| 清水 哲也 | 取締役 (常務執行役員) | 技術開発研究所担当 機能製品事業部長 | |
| 利光 一浩 | 取締役 (常務執行役員) | 総務部、法務部、人事部、秘書室担当 | |
| 山下 敏明 | 取締役 (常務執行役員) | 型鍛造品事業部担当 鋼材営業本部長 | フジオーゼックス株式会社取締役 |
| 梶田 聡仁 | 取締役 (常務執行役員) | IT企画部、経理部、内部統制（金商法）担当 | |
| 相馬 秀次 | 取締役 | | 日本製鉄株式会社常務執行役員 |
| 山本 良一 | 取締役 | | J. フロントリテイリング株式会社取締役 株式会社ノリタケカンパニーリミテド社外取締役 |
| 神保 睦子 | 取締役 | | |
| 志村 進 | 常勤監査役 | | |
| 水谷 清 | 常勤監査役 | | |
| 松尾 憲治 | 監査役 | | |

- (注) 1. 取締役の相馬秀次氏、山本良一氏および神保睦子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の水谷清氏および松尾憲治氏は、社外監査役であります。また両氏は、金融機関の経営幹部を経験し、財務・会計に相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、社外取締役相馬秀次氏、山本良一氏および神保睦子氏ならびに社外監査役水谷清氏および松尾憲治氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。

なお、当事業年度中に退任した取締役は、次のとおりであります。

| 氏名 | 退任時の地位 | 退任年月日 | 退任理由 |
|------|--------|------------|------|
| 種村 均 | 取締役 | 2021年6月24日 | 任期満了 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、法令の規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の被保険者は、取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等であり、その保険料は当社が全額負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等

当社の取締役会は、独立社外取締役および独立社外監査役を過半数とする指名・報酬委員会への諮問を経て、2021年3月31日開催の取締役会において、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めております。決定方針の概要は、次のとおりです。

取締役の報酬は、独立社外取締役および独立社外監査役を過半数とする指名・報酬委員会への諮問を経て取締役会で決定しており、月額報酬と賞与を金銭にて支給しております。

<月額報酬>

取締役の月額報酬は、株主総会で定められた限度額の範囲内で、役職別の報酬テーブルに基づき算定し、毎月支給しております。

社内取締役の月額報酬は、固定報酬に加えて、業績向上に対するインセンティブを付与するための業績連動報酬から構成されており、職責に応じて役職が高くなるほど業績連動報酬の比率が高くなるように設計しております。業績連動報酬の業績指標としては、連結経常利益を採用しております。経常利益が企業活動の結果としての総合的な収益力を示すこと、市場からの評価は連結が対象であることが採用の理由です。

社外取締役の月額報酬は、固定報酬のみとしております。

<賞与>

取締役の賞与は、業績向上に対するインセンティブを付与するための業績連動報酬のみとしており、業績指標としては、単体経常利益を採用しております。経常利益が企業活動の結果としての総合的な収益力を示すこと、単体経常利益が業務の成果を直接反映していることが採用の理由です。

また、取締役の賞与は、定時株主総会の決議にて総額のご承認をいただいたうえで、賞与の支給が適切でないと取締役会が判断した場合を除き、賞与テーブルに基づき算定し、定時株主総会の開催月の翌月末までに支給しております。

月額報酬および賞与の業績連動報酬の業績指標である連結経常利益および単体経常利益の実績は、「1. (3)財産および損益の状況」に記載のとおりです。

(注) 当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、2022年6月24日開催の第98期定時株主総会における第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議しております。これにともない、決定方針について用語の読替え等の変更を予定しております。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の月額報酬および賞与の内容の決定は、取締役会の決議に基づき代表取締役会長嶋尾正および代表取締役社長石黒武に委任しております。取締役会がこれらの決定を委任した理由は、代表取締役会長および代表取締役社長は、取締役による業務執行を統括し、経営を監視および評価する立場にあるためです。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役会長および代表取締役社長は、独立社外取締役および独立社外監査役を過半数とする指名・報酬委員会へ固定報酬と業績連動報酬の比率についての諮問を経て、取締役の個人別の月額報酬および賞与の内容を決定することとしております。当事業年度においても、かかる手続を経て代表取締役会長および代表取締役社長が取締役会に対して決定方針にしたがって個人別の報酬を決定した旨の報告をしていることから、取締役会は当該内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-------|-----------------|------------------|--------|-------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 | |
| 社内取締役 | 343 | 229 | 113 | — | 7 |
| 社内監査役 | 29 | 29 | — | — | 1 |
| 社外取締役 | 29 | 29 | — | — | 4 |
| 社外監査役 | 39 | 39 | — | — | 2 |

- (注) 1. 株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は、月額41百万円（うち社外取締役分は月額5百万円以内）であります。（2015年6月26日開催の第91期定時株主総会決議。当該総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名））
2. 株主総会の決議に基づく監査役の報酬限度額は、月額8百万円であります。（2008年6月27日開催の第84期定時株主総会決議、当該総会終結時点の監査役の員数は3名）
3. 上記の対象となる役員の員数には、2021年6月24日をもって退任した取締役1名を含んでおりません。
4. 上記の報酬等の額には、2022年6月24日開催予定の第98期定時株主総会における議案「取締役賞与の支給の件」に基づく取締役賞与の総額57百万円が含まれております。賞与は業績連動報酬であり、算定の基礎として選定した業績指標の内容等は上記①に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役 相馬秀次

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
日本製鉄株式会社の常務執行役員であります。同社は、当社の株主（7.27%保有）であります。
- イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職状況
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
鉄鋼業界のリーディング会社である日本製鉄株式会社の経営幹部としての幅広い経験を活かし、当社の経営に対し適切な意見をいただくことが期待されております。当期においては、設備投資や技術開発について助言をいただくなど取締役会において適切な意見をいただいております。また、指名・報酬委員会に出席し、取締役の指名・報酬に関して適切な意見をいただいております。

②取締役 山本良一

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
J. フロント リテイリング株式会社の取締役であります。当社は同社との間で特別な関係はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
株式会社ノリタケカンパニーリミテドの社外取締役であります。当社は同社との間で特別な関係はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
当社とは別の業種であるJ. フロント リテイリング株式会社の代表取締役・代表執行役を長年務められた幅広い経験、見識を活かし、当社の経営に適切な意見をいただくことが期待されております。当期においては、当社のコーポレート・ガバナンスのあり方等について適切な意見をいただいております。また、指名・報酬委員会に出席し、取締役の指名・報酬に関して適切な意見をいただいております。

③取締役 神保睦子

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

学校法人大同学園の理事として、また、大学の学長・教授としての経験を活かし、当社の経営に対し適切な意見をいただくことが期待されております。当期においては、機能材料・磁性材料等の製品開発分野において意見をいただき、さらに会社ではない法人の経営者等としての見地からの助言など取締役会において適切な意見等をいただいております。また、指名・報酬委員会に出席し、取締役の指名・報酬に関して適切な意見をいただいております。

④監査役 水谷 清

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

⑤監査役 松尾憲治

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

⑥主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 出席率 (%) | | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|---------|---------|------|---|
| | | 取締役会 | 監査役会 | |
| 社外取締役 | 相 馬 秀 次 | 100 | － | 取締役会は、13回すべてに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、発言を行っております。 |
| | 山 本 良 一 | 100 | － | 取締役会は、2021年6月24日の就任後に開催された10回すべてに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、発言を行っております。 |
| | 神 保 睦 子 | 100 | － | 取締役会は、13回すべてに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 水 谷 清 | 92 | 92 | 取締役会は、13回中12回に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、発言を行っております。 監査役会は、14回中13回に出席し、経営陣から独立した客観的視点から、議案、協議事項、報告事項に対して質問、発言、助言を行っております。 |
| | 松 尾 憲 治 | 100 | 100 | 取締役会は、13回すべてに出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、発言を行っております。 監査役会は、14回すべてに出席し、経営陣から独立した客観的視点から、議案、協議事項、報告事項に対して質問、発言、助言を行っております。 |

(ご参考)

執行役員（取締役を除く）

(2022年3月31日現在)

| 氏名 | 地位および担当 | |
|-------|---------|--|
| 神谷 祐司 | 常務執行役員 | 素形材・工具鋼事業部長 |
| 竹鶴 隆昭 | 常務執行役員 | 技術企画部、環境部、安全健康推進部、 リスクマネジメント・コンプライアンス担当 |
| 松井 宏司 | 常務執行役員 | 機械事業部担当 |
| 野口 祐二 | 常務執行役員 | 調達部、営業総括部担当 東京本社長 |
| 鹿嶋 忠幸 | 常務執行役員 | 生産部門、モノづくり改革部担当 鋼材生産本部長 |
| 岩田 龍司 | 常務執行役員 | 経営企画部担当 関連事業部長 |
| 石濱 辰哉 | 執行役員 | 型鍛造品事業部長 |
| 杉江 郁夫 | 執行役員 | 技術企画部長 |
| 広瀬 尚史 | 執行役員 | 素形材・工具鋼事業部渋川工場長 |
| 中島 智之 | 執行役員 | 機能製品事業部次世代製品開発センター長 |
| 温品 昌泰 | 執行役員 | 鋼材営業本部副本部長、大阪支店長 |
| 丹羽 哲也 | 執行役員 | 経営企画部長 |
| 松尾 宗義 | 執行役員 | 素形材・工具鋼事業部副本部長 |
| 永谷 哲洋 | 執行役員 | 鋼材生産本部知多工場長 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

| | | |
|---|-----------------------------------|--------|
| ① | 当期に係る会計監査人としての報酬等の額 | 60百万円 |
| ② | 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 218百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の前年度監査実績および今年度監査計画の内容の適切性・妥当性の評価を実施するとともに、監査報酬額の見積の算出根拠と算定内容の適切性・妥当性を検討いたしました。その結果、会計監査人の報酬等につきまして、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の子会社である日本精線株式会社その他一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務等であります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は監査役会が定めた「会計監査人の評価基準」に基づき、毎年再任の適否を判断し、会計監査人の変更が必要と認める場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当の方針につきましては、安定した利益還元の継続を基本としておりますが、連結業績と配当性向および当社の資金需要、財政状態も総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。一方、内部留保資金の用途につきましては、有利子負債を削減し財務体質の改善を図るとともに、企業価値の継続的な向上のための設備投資、研究開発、新規事業の拡大などに活用することを基本としております。

1. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
3. 比率は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
4. その他は、記載数字に満たない端数を切り捨てて表示しております。
5. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 391,686 | 流動負債 | 230,104 |
| 現金及び預金 | 58,142 | 支払手形及び買掛金 | 53,847 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 125,502 | 電子記録債務 | 11,321 |
| 電子記録債権 | 24,345 | 短期借入金 | 84,562 |
| 棚卸資産 | 174,624 | コマーシャル・ペーパー | 47,000 |
| その他 | 9,150 | 未払法人税等 | 10,157 |
| 貸倒引当金 | △78 | 賞与引当金 | 7,789 |
| 固定資産 | 336,500 | 役員賞与引当金 | 188 |
| 有形固定資産 | 223,701 | 環境対策引当金 | 272 |
| 建物及び構築物 | 78,832 | その他 | 14,964 |
| 機械装置及び運搬具 | 95,232 | 固定負債 | 133,078 |
| 土地 | 36,358 | 社債 | 25,000 |
| 建設仮勘定 | 4,944 | 長期借入金 | 69,911 |
| その他 | 8,333 | 繰延税金負債 | 14,906 |
| 無形固定資産 | 3,776 | 再評価に係る繰延税金負債 | 281 |
| 投資その他の資産 | 109,022 | 役員退職慰労引当金 | 746 |
| 投資有価証券 | 86,456 | 環境対策引当金 | 3,494 |
| 繰延税金資産 | 3,126 | 退職給付に係る負債 | 13,402 |
| 退職給付に係る資産 | 15,840 | その他 | 5,336 |
| その他 | 3,673 | 負債合計 | 363,183 |
| 貸倒引当金 | △73 | (純資産の部) | |
| | | 株主資本 | 303,179 |
| | | 資本金 | 37,172 |
| | | 資本剰余金 | 31,228 |
| | | 利益剰余金 | 238,443 |
| | | 自己株式 | △3,663 |
| | | その他の包括利益累計額 | 26,533 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 21,323 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 10 |
| | | 土地再評価差額金 | 657 |
| | | 為替換算調整勘定 | 4,968 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △426 |
| | | 非支配株主持分 | 35,290 |
| | | 純資産合計 | 365,004 |
| 資産合計 | 728,187 | 負債純資産合計 | 728,187 |

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|--------|---------|
| 売上高 | | 529,667 |
| 売上原価 | | 437,556 |
| 売上総利益 | | 92,111 |
| 販売費及び一般管理費 | | 55,128 |
| 営業利益 | | 36,982 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 2,149 | |
| 持分法による投資利益 | 621 | |
| その他の | 1,995 | 4,766 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 823 | |
| その他の | 1,725 | 2,548 |
| 経常利益 | | 39,200 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 5,497 | 5,497 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 3,519 | |
| 事業整理損 | 431 | 3,951 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 40,746 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 12,475 | |
| 法人税等調整額 | △1,354 | 11,120 |
| 当期純利益 | | 29,625 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 2,730 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 26,894 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 | 科 目 | | 金 額 |
|-----------|--|---------|----------------|--|---------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 流動資産 | | 246,759 | 流動負債 | | 185,370 |
| 現金及び預り金 | | 17,715 | 電気子記簿債 | | 8,691 |
| 受取手形 | | 126 | 買入短期借入金 | | 39,734 |
| 電子記録債 | | 4,464 | 短期借入金 | | 41,195 |
| 売却契約掛資産 | | 98,007 | 1年以上返済予定の長期借入金 | | 47,000 |
| 製品品 | | 4,299 | 未払消費税 | | 17,200 |
| 半製品品 | | 13,265 | 未払法人税等 | | 32 |
| 仕原貯前金 | | 37,133 | 受取引当 | | 1,495 |
| 前払短期貸付金 | | 20,115 | 賞与引当 | | 1,682 |
| 前払短期貸付金 | | 19,631 | 引当 | | 6,302 |
| 関係会社短期貸付金 | | 12,973 | 引当 | | 764 |
| その他 | | 46 | 引当 | | 5 |
| 固定資産 | | 265,373 | 引当 | | 13,093 |
| 有形固定資産 | | 135,003 | 引当 | | 27 |
| 建物 | | 33,224 | 引当 | | 3,806 |
| 構築物 | | 18,941 | 引当 | | 55 |
| 機械及び装置 | | 61,848 | 引当 | | 271 |
| 車両運搬具 | | 729 | 引当 | | 51 |
| 器具及び備品 | | 3,356 | 引当 | | 3,252 |
| 土地 | | 13,360 | 引当 | | 707 |
| 建物 | | 110 | 引当 | | 25,000 |
| 無形固定資産 | | 3,432 | 引当 | | 57,200 |
| ソフトウェア | | 2,642 | 引当 | | 87 |
| その他 | | 1,854 | 引当 | | 12,659 |
| 株 | | 787 | 引当 | | 3,348 |
| 投資 | | 127,727 | 引当 | | 406 |
| 関係会社株 | | 68,496 | 引当 | | 216 |
| 他の関係会社株 | | 31,489 | 引当 | | 284,287 |
| 出資証券 | | 495 | 引当 | | 207,620 |
| 長期貸付金 | | 485 | 引当 | | 37,172 |
| 長期前払費用 | | 543 | 引当 | | 29,001 |
| 引当 | | 4 | 引当 | | 9,293 |
| 引当 | | 7,616 | 引当 | | 19,708 |
| 引当 | | 509 | 引当 | | 145,097 |
| 引当 | | 16,444 | 引当 | | 145,097 |
| 引当 | | 1,673 | 引当 | | 2,174 |
| 引当 | | △30 | 引当 | | 118,500 |
| 引当 | | | 引当 | | 24,422 |
| 引当 | | | 引当 | | △3,649 |
| 引当 | | | 引当 | | 20,223 |
| 引当 | | | 引当 | | 20,216 |
| 引当 | | | 引当 | | 7 |
| 引当 | | | 引当 | | 227,844 |
| 資産合計 | | 512,132 | 負債純資産合計 | | 512,132 |

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|---------|
| 売上高 | 343,692 |
| 売上原価 | 298,133 |
| 売上総利益 | 45,559 |
| 販売費及び一般管理費 | 26,205 |
| 営業利益 | 19,353 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息及び配当金 | 5,185 |
| その他の | 1,456 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 456 |
| その他の | 1,289 |
| 経常利益 | 24,250 |
| 特別利益 | |
| 投資有価証券売却益 | 5,452 |
| 特別損失 | |
| 減損損失 | 1,971 |
| 税引前当期純利益 | 27,731 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,955 |
| 法人税等調整額 | △763 |
| 当期純利益 | 21,539 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

大同特殊鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝川 裕介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大同特殊鋼株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同特殊鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

大同特殊鋼株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 寿佳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝川 裕介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大同特殊鋼株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、その内容について確認いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

大同特殊鋼株式会社 監査役会

常勤監査役 志 村 進 ⑩

常勤監査役 水 谷 清 ⑩

監 査 役 松 尾 憲 治 ⑩

(注) 水谷清及び松尾憲治は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金配当に関する事項

配当の方針につきましては、安定した利益還元継続を基本としており、連結業績および配当性向等も総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当社基本方針に基づき、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金100円 総額 4,263,879,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

財務体質の強化を図るため別途積立金を積み立てるものであります。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 12,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 12,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

(変更の理由)

1. 今後の事業展開に備えるため、第2条(目的)に一部変更を加えるものであります。
2. 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化する等、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、経営に関する意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたします。

これにともない、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

3. 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主の皆様へ交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定の新設、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定の削除ならびに効力発生日等に関する附則の新設を行うものであります。

(変更の内容)

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更につきましては、本総会終結の時をもって、効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------|----------------------------------|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条 (省略) (目 的) | 第1条 (現行どおり) (目 的) |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1～14 (省略) | 1～14 (現行どおり) |
| 15 スポーツ施設の経営 | 15 <u>スポーツチームの運営及び</u> スポーツ施設の経営 |
| 16～20 (省略) | 16～20 (現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第3条 (省略) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の外、次の機 関を置く。 1 取締役会 <u>2 監査役</u> <u>3 監査役会</u> (新設) 4 会計監査人</p> <p>第5条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第19条 (省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書 類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法 務省令に定めるところに従いインターネットを利用 する方法で開示することにより、株主に対して 提供したものとみなすことができる。 (新設)</p> <p>第21条～第22条 (省略)</p> | <p>第3条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の外、次の機 関を置く。 1 取締役会 (削除) (削除) <u>2 監査等委員会</u> <u>3 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第20条 ①当社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。 ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令 で定めるものの全部又は一部について、議決権の基 準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。</p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の数) 第23条 当会社に取締役15名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第24条 ①取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>②、③ (省略) (取締役の任期) 第25条 ①取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員又は欠員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第26条 ①当社は、取締役会の決議をもって、会長1名、社長1名、副社長及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>② (省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の数) 第23条 ①当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。</p> <p>②当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第24条 ①取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>②、③ (現行どおり) (取締役の任期) 第25条 ①取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員又は欠員のため選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>③監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第26条 ①当社は、取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、会長1名、社長1名、副社長及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第27条 (省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (取締役会の招集者)</p> <p>第29条 ①取締役会の招集は、社長がこれに当る。</p> <p>② (省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第30条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>第31条 (省略) (取締役会の議事録)</p> <p>第32条 ①取締役会の議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>② (省略) (新設)</p> <p>第33条 (省略)</p> | <p>第27条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役会の招集者)</p> <p>第29条 ①取締役会の招集は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、</u>社長がこれに当る。</p> <p>② (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第30条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。 (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第31条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役に対し、決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を委任することができる。</u></p> <p>第32条 (現行第31条どおり) (取締役会の議事録)</p> <p>第33条 ①取締役会の議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>② (現行どおり) (取締役会規則)</p> <p>第34条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款の外、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>第35条 (現行第33条どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(取締役の責任免除) 第34条 ① (省略) ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数) 第35条 当会社に監査役4名以内を置く。 (監査役の選任) 第36条 ①監査役は、株主総会においてこれを選任する。 ②監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第37条 ①監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) 第38条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役会の招集通知) 第40条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。 (監査役会の決議方法) 第41条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> | <p>(取締役の責任免除) 第36条 ① (現行どおり) ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(監査役会の議事録) 第42条 監査役会の議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役の責任免除) 第43条 ①当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員) 第37条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。 (監査等委員会の招集通知) 第38条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。 (監査等委員会規則) 第39条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の外、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第44条～第45条 (省略)</p> | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (現行第44条～第45条どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46条～第50条（省略）</p> <p style="padding-left: 40px;">（新設）</p> <p style="padding-left: 40px;">（新設）</p> <p style="padding-left: 40px;">（新設）</p> | <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第42条～第46条（現行第46条～第50条どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 当社は、第98期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>第2条 ①変更前定款第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第20条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第20条はなお効力を有する。</p> <p>③本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、取締役10名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）10名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 現在の地位 | |
|-----------|-------------------------|--------------|---|
| 1 | しま お ただし 嶋 尾 正 | 代表取締役会長 | |
| 2 | いし ぐろ たけし 石 黒 武 | 代表取締役社長執行役員 | |
| 3 | にし むら つかさ 西 村 司 | 代表取締役副社長執行役員 | |
| 4 | し みず てつ や 清 水 哲 也 | 代表取締役副社長執行役員 | |
| 5 | とし みつ かず ひろ 利 光 一 浩 | 代表取締役副社長執行役員 | |
| 6 | やま した とし あき 山 下 敏 明 | 取締役常務執行役員 | |
| 7 | かじ た あき ひと 梶 田 聡 仁 | 取締役常務執行役員 | |
| 8 | そう ま しゅう じ 相 馬 秀 次 | 取締役 | <input type="checkbox"/> 独立 <input type="checkbox"/> 社外 |
| 9 | やま もと りょう いち 山 本 良 一 | 取締役 | <input type="checkbox"/> 独立 <input type="checkbox"/> 社外 |
| 10 | じん ぼ むつ こ 神 保 睦 子 | 取締役 | <input type="checkbox"/> 独立 <input type="checkbox"/> 社外 |

取締役候補者

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式 の数 |
|---|---|--|--------------------|
| 1 | <p style="text-align: center;">しま お ただし 嶋 尾 正 (1950年 2月 2日)</p> | <p>1973年 4月 当社入社 1998年 6月 当社知多工場管理部長 2000年 6月 当社鋼材事業部販売第一部長 2002年 7月 当社経営企画部主席部員（企画担当部長） 2004年 4月 当社経営企画部長 2004年 6月 当社取締役経営企画部長 2006年 6月 当社常務取締役 2009年 6月 当社代表取締役副社長兼東京本社長 2010年 6月 当社代表取締役社長 2015年 6月 当社代表取締役社長執行役員 2016年 6月 当社代表取締役会長（現職）</p> <p>【重要な兼職の状況】 中部電力株式会社社外取締役</p> | 8,100株 |
| <p>2004年に取締役に就任後、当社の経営に長く携わっております。2010年から6年間は代表取締役社長として当社グループの経営をリードしてきました。今後も当社およびグループの持続的な企業価値向上のために、取締役候補者としております。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式 の数 |
|---|---|---|--------------------|
| 2 | <p style="text-align: center;">いし ぐろ たけし 石 黒 武 (1957年 1 月15日)</p> | <p>1980年 4 月 当社入社 2002年 7 月 当社鋼材事業部販売第一部長 2004年 6 月 当社鋼材事業部鋼材販売部長 2006年 6 月 当社鋼材事業部鋼材企画管理部長 2008年 6 月 当社経営企画部長 2009年 6 月 当社取締役経営企画部長 2012年 4 月 当社取締役 2012年 6 月 当社常務取締役 2013年 6 月 当社常務取締役特殊鋼製品本部長兼特殊鋼棒線 事業部長 2014年 6 月 当社代表取締役副社長兼東京本社長兼特殊鋼製 品本部長 2015年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員兼東京本社長 2016年 6 月 当社代表取締役社長執行役員（現職）</p> <p>【重要な兼職の状況】 東京窯業株式会社社外取締役</p> | 8,400株 |
| <p>代表取締役社長として、激しい外部環境の変化に対して、進むべき方向性を示し、当社グループの経営をリードしてきました。石黒武氏のこうした経験を経営に反映させ、当社およびグループの持続的な企業価値向上のために、取締役候補者としております。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式 の数 |
|---|-----------------------------------|---|--------------------|
| 3 | にし むら つかさ 西村 司 (1957年10月6日) | 1981年4月 当社入社 2003年11月 当社鋼材事業部星崎工場副工場長 2006年6月 当社鋼材事業部星崎工場長 2009年6月 当社ステンレス・工具鋼事業部長 2010年6月 当社取締役特殊鋼事業部知多工場長 2012年4月 当社取締役特殊鋼製品本部知多工場長 2013年6月 当社取締役 2014年6月 当社常務取締役 2015年6月 当社取締役常務執行役員 2016年6月 当社代表取締役副社長執行役員（現職） 【担当】 社長補佐 全部門統括、CRM部管掌 【重要な兼職の状況】 東京窯業株式会社社外監査役 | 7,000株 |
| 製造技術に関して、豊富な知見を有しております。当社はカーボンニュートラルへの対応やその他の諸課題に対して製造技術をさらに発展させていく必要があります。当社およびグループの持続的な企業価値向上のために、取締役候補者としております。 | | | |
| 4 | しみず てつ や 清水 哲也 (1962年11月7日) | 1985年4月 当社入社 2008年7月 当社研究開発本部特殊鋼研究所先進材料研究部長 2010年6月 当社研究開発本部特殊鋼研究所長 2014年10月 当社鍛造製品本部マテリアルソリューション部長 2016年6月 当社執行役員マテリアルソリューション部長 2017年4月 当社執行役員技術開発研究所長 2019年4月 当社執行役員経営企画部長 2020年4月 当社常務執行役員経営企画部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員機能製品事業部長 2022年4月 当社代表取締役副社長執行役員兼機能製品事業部長兼東京本社長（現職） 【担当】 社長補佐 技術開発研究所、営業総括部 | 1,900株 |
| 研究開発に関して、豊富な知見を有しております。また2023年中期経営計画を経営企画部長としてとりまとめるなど、研究開発の分野だけでなく幅広い知見を有しております。今後当社は自動車電動化への対応など新製品開発をさらに推進していく必要があります。取締役候補者としております。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式 の数 |
|--|---|---|--------------------|
| 5 | とし みつ かず ひろ 利 光 一 浩 (1962年 8月24日) | 1985年 4月 当社入社 2009年 6月 当社ステンレス・工具鋼事業部ステンレス鋼営業部長 2012年 4月 当社特殊鋼製品本部特殊鋼棒線事業部名古屋営業部長 2015年 6月 当社自動車ビジネスユニット名古屋営業部長 2017年 4月 当社執行役員関連事業部長 2019年 4月 当社執行役員総務部長 2020年 4月 当社常務執行役員総務部長 2020年 6月 当社取締役常務執行役員 2022年 4月 当社代表取締役副社長執行役員（現職） 【担当】 社長補佐 総務部、法務部、人事部、秘書室 | 1,700株 |
| SDGs、コーポレートガバナンス・コードなど非財務面の改革を推進してきております。持続的な企業価値の向上には非財務面において果たすべき役割が年々大きくなってきており、利光一浩氏の知見が必要であることから取締役候補者としております。 | | | |
| 6 | やま した とし あき 山 下 敏 明 (1964年 1月20日) | 1986年 4月 当社入社 2012年 4月 当社特殊鋼製品本部特殊鋼棒線事業部自動車営業部長 2015年 6月 当社自動車ビジネスユニット東京営業部長 2016年 6月 当社自動車ビジネスユニット長 2017年 4月 当社執行役員経営企画部長 2019年 4月 当社執行役員自動車ビジネスユニット長 2020年 4月 当社常務執行役員自動車ビジネスユニット長 2020年 6月 当社取締役常務執行役員自動車ビジネスユニット長 2021年 6月 当社取締役常務執行役員鋼材営業本部長（現職） 【担当】 型鍛造品事業部 【重要な兼職の状況】 フジオーゼックス株式会社取締役 | 1,400株 |
| 鋼材関係の営業に長く携わっており、営業において豊富な知見を有しております。また経営企画部長を経験し、幅広い知見も有しております。自動車電動化への対応など当社の製品戦略が大きく変わるなか、山下敏明氏のマーケットへの対応力を経営に反映させるため取締役候補者としております。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式 の数 |
|---|--|--|--------------------|
| 7 | かじ た あき ひと 梶 田 聡 仁 (1962年10月11日) | 1986年4月 株式会社日本興業銀行入行 2011年4月 株式会社みずほコーポレート銀行e-ビジネス 営業部部長 2012年4月 同行富山営業部部長 2013年7月 株式会社みずほ銀行富山支店長 2014年4月 同行営業第一部部長 2015年6月 みずほ電子債権記録株式会社代表取締役社長 2017年6月 当社執行役員 2019年6月 当社取締役執行役員 2021年6月 当社取締役常務執行役員(現職) 【担当】 IT企画部、経理部、内部統制(金商法) | 3,200株 |
| 前職は金融機関に在籍しており、IT、財務に深く携わってきております。ITに関して豊富な知見を有しており、今後さらなるデジタル化の促進には梶田聡仁氏の知見が必要となります。異業種経験を活かし、当社の経営に違った視点を取り入れるためにも取締役候補者としております。 | | | |
| 8 | 独立 社外 そう ま しゅう じ 相 馬 秀 次 (1961年9月14日) | 1986年4月 新日本製鐵株式会社入社 2009年4月 同社薄板事業部薄板管理グループリーダー 2010年11月 同社八幡製鐵所薄板部長 2013年4月 新日鐵住金株式会社八幡製鐵所生産技術部長 2014年11月 同社君津製鐵所生産技術部長 2016年4月 同社執行役員薄板事業部薄板技術部長 2019年4月 日本製鐵株式会社常務執行役員名古屋製鐵所長 (現職) 2019年6月 当社取締役(現職) 【重要な兼職の状況】 日本製鐵株式会社常務執行役員 【当社取締役に就任してからの年数】 3年 | 0株 |
| <p>1. 相馬秀次氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、鉄鋼業界のリーディング会社の経営幹部として幅広い経験、見識を有しております。当社では、これらの経験等を活かし、取締役会、指名・報酬委員会等において、当社の経営に対し適切な助言や意見をいただくことが期待されることから、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。</p> <p>2. 当社は、相馬秀次氏との間で会社法第423条第1項の責任について法令の規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されます。</p> <p>3. 相馬秀次氏は、当社の子会社である木曽駒高原観光開発株式会社の取締役であります。</p> <p>4. 当社は、相馬秀次氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。なお、同氏が現在業務執行者を務めております日本製鐵株式会社との間に当社からの販売の取引がありますが、当社の売上高の1%未満であり、独立性に問題はないと考えます。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式 の数 |
|---|--|--|--------------------|
| 9 | <p style="text-align: center;">独立 社外</p> <p style="text-align: center;">やま もと りょう いち 山 本 良 一 (1951年 3月27日)</p> | <p>1973年 4月 株式会社大丸入社 1993年 2月 同社大阪・梅田店営業企画部長 2001年 2月 同社理事本社百貨店業務本部営業改革推進室長 兼営業企画室長 2003年 5月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 2007年 9月 J. フロント リテイリング株式会社取締役 株式会社松坂屋取締役 2010年 3月 株式会社大丸松坂屋百貨店代表取締役社長 2013年 4月 J. フロント リテイリング株式会社代表取締 役社長 2017年 5月 同社取締役兼代表執行役社長 2020年 5月 同社取締役 取締役会議長 (現職) 2021年 6月 当社取締役 (現職) 【重要な兼職の状況】 J. フロント リテイリング株式会社取締役 株式会社ノリタケカンパニーリミテド社外取締役 【当社取締役に就任してからの年数】 1年</p> | 0株 |
| <p>1. 山本良一氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社とは別の業種において代表取締役・代表執行役を長年務められ幅広い経験、見識を有しております。当社では、これらの経験等を活かし、取締役会、指名・報酬委員会等において、当社の経営に対し適切な助言や意見をいただくことが期待されることから、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。</p> <p>2. 当社は、山本良一氏との間で会社法第423条第1項の責任について法令の規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されます。</p> <p>3. 当社は、山本良一氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。なお、同氏が2012年3月まで業務執行者を務めておりました株式会社大丸松坂屋百貨店との間では非定常的な物品購入取引がありますが、同社売上高の1%未満であり、独立性に問題はないと考えます。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式 の数 |
|-------|---|--|--------------------|
| 10 | <p>【独立】 【社外】</p> <p>じんぼむつこ 神保睦子 (1953年8月23日)</p> | <p>1992年3月 名古屋大学 工学博士取得 1996年4月 大同工業大学材料科学技術研究所助教授 2001年4月 同大学工学部教授 2017年4月 学校法人大同学園理事（現職） 2017年4月 大同大学学長（現職） 2019年6月 当社取締役（現職） 【当社取締役に就任してからの年数】 3年</p> | 0株 |
| | <p>1. 神保睦子氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、学校法人の理事として経営に関与されており、また、大学の学長・教授として幅広い経験、見識を有しております。当社では、これらを活かし、取締役会、指名・報酬委員会等において、当社の経営や製品開発に対し適切な助言や意見をいただくことが期待されることから、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。</p> <p>2. 当社は、神保睦子氏との間で会社法第423条第1項の責任について法令の規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されます。</p> <p>3. 当社は、神保睦子氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。なお、同氏が現在理事を務めております学校法人大同学園に対し当社は寄付を行っておりますが、その寄付額は同学園の総収入の1%未満であり、独立性に問題はないと考えます。</p> | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各取締役候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に更新する予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式 の数 |
|--|---------------------------------|---|--------------------|
| 1 | しむら すすむ 志村 進 (1959年2月14日) | 1981年4月 当社入社 2006年4月 当社機械事業部環境設備部長 2008年4月 当社機械事業部滝春テクノセンター長 2009年5月 当社機械事業部企画管理部長 2012年4月 当社機械事業部長 2012年6月 当社取締役機械事業部長 2015年6月 当社常務執行役員 2017年6月 当社取締役常務執行役員 2019年4月 当社取締役 2019年6月 当社常勤監査役（現職） | 3,900株 |
| 長年取締役として当社の経営に携わり、2019年以降現在に至るまで常勤監査役として当社の経営の監査を担っております。このように経営、監査の両面の知見を有しており、今後のさらなる内部統制の強化のために志村進氏の知見が必要なため、監査等委員である取締役候補者としております。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式 の数 |
|--|---|---|--------------------|
| 2 | <p> 独立 社外 みず たに きよし 水 谷 清 (1959年 9月 8日) </p> | <p> 1982年 4月 株式会社東海銀行入行 2010年 6月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員 2010年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 2012年 6月 エムエスティ保険サービス株式会社代表取締役 副社長 2015年 6月 日本車輛製造株式会社常勤監査役 2019年 6月 当社常勤監査役(現職) </p> | 700株 |
| <p> 1. 水谷清氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、金融機関の経営幹部を長年務められ経営に関する幅広い経験、見識を有しております。当社では、これらの経験等を活かし、当社の経営に対し適切な監査・監督をいただくことが期待されることから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としております。 </p> <p> 2. 当社は、社外監査役である水谷清氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令の規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、同内容の契約を締結する予定です。 </p> <p> 3. 当社は、社外監査役である水谷清氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員に指定する予定です。なお、同氏は、当社の借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)の業務執行者でしたが、退任から10年を経過しており、かつ同行からの借入金は全借入金の18%程度であり同行からの影響を受けることはありません。また同氏が業務執行者を務めておりましたエムエスティ保険サービス株式会社との間の直接の取引はありません。したがって同氏の独立性に問題ないと考えます。 </p> <p> 4. 水谷清氏が当社社外監査役に就任してからの年数は3年となります。 </p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式 の数 |
|-----------|--|--|--------------------|
| 3 | <p>独立 社外</p> <p>まつ お けん じ 松 尾 憲 治 (1949年 6 月 22日)</p> | <p>1973年 4 月 明治生命保険相互会社入社 2001年 7 月 同社取締役不動産部長 2005年 4 月 明治安田生命保険相互会社常務取締役 2005年12月 同社代表取締役社長 2006年 7 月 同社取締役代表執行役社長 2013年 7 月 同社代表執行役 2013年 7 月 同社特別顧問 2017年 6 月 当社監査役（現職） 2022年 4 月 明治安田生命保険相互会社名誉顧問（現職）</p> | 0株 |
| | <p>1. 松尾憲治氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、金融機関の代表取締役・代表執行役を長年務められ経営に関する幅広い経験、見識を有しております。当社では、これらの経験等を活かし、当社の経営に対し適切な監査・監督をいただくことが期待されることから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> <p>2. 当社は、社外監査役である松尾憲治氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令の規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、同内容の契約を締結する予定です。</p> <p>3. 当社は、社外監査役である松尾憲治氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員に指定する予定です。なお、同氏は、当社の借入先である明治安田生命保険相互会社の業務執行者でしたが、退任から9年を経過しており、かつ同社からの借入金は全借入金の5%程度であり、同社から影響を受けることはなく、独立性に問題ないと考えます。</p> <p>4. 松尾憲治氏が当社社外監査役に就任してからの年数は5年となります。</p> | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各取締役候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に更新する予定です。

(ご参考) スキル・マトリックス

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと当社取締役の専門性は次のとおりとなります。なお、この一覧表は各取締役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

| | 氏名 | ESG経営 ・ 事業企画 | 製造技術 ・ 研究開発 | 営業 ・ マーケティング | 財務 ・ 会計 | IT | 海外事業 | 法務 ・ コンプライアンス |
|-------|-------|--------------------|-------------------|--------------------|---------------|----|------|---------------------|
| 取締役 | 嶋尾 正 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | |
| | 石黒 武 | ○ | | ○ | | | ○ | |
| | 西村 司 | ○ | ○ | | | | | ○ |
| | 清水 哲也 | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 利光 一浩 | | | ○ | | | | ○ |
| | 山下 敏明 | ○ | | ○ | | | | |
| | 梶田 聡仁 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | 相馬 秀次 | | ○ | | | ○ | ○ | |
| | 山本 良一 | ○ | | ○ | | | | |
| | 神保 睦子 | | ○ | | | | | ○ |
| 監査等委員 | 志村 進 | ○ | ○ | | | | | ○ |
| | 水谷 清 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | 松尾 憲治 | ○ | | ○ | ○ | | | |

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行しますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式 の数 |
|--|---|--------------------|
| <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> かわ べ のぶ やす 河 邊 伸 泰 (1965年5月25日) | 1992年4月 中央監査法人入所 1995年7月 弁護士登録、不二法律事務所入所 1999年4月 河邊法律事務所（現河邊・加藤法律事務所）設立（現在に至る） 2020年6月 当社補欠監査役（現職） | 1,000株 |
| 1. 河邊伸泰氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 2. 河邊伸泰氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士として培われた企業法務に関する幅広い経験、見識を有しております。当社では、これらの経験を活かし、当社の経営に対し適切な監査・監督をいただくことが期待されることから、当社は同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。 3. 当社は、河邊伸泰氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について法令の規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定です。 4. 河邊伸泰氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定する予定であります。 5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。河邊伸泰氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。 | | |

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2015年6月26日開催の第91期定時株主総会において、月額41百万円以内（内、社外取締役分は月額5百万円以内）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）の報酬等の額を月額41百万円以内（内、社外取締役分は月額5百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、22頁～23頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、監査等委員会設置会社への移行にともなう用語の読替え等の変更を予定しております。本議案に係る報酬等の額に関しましては、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会において決定したものであり、また、本議案は、実質的に監査等委員会設置会社への移行前の取締役の報酬等の限度と同一の報酬等の限度をご承認いただくことをお願いするものであることから、本議案の内容は相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は10名（内、社外取締役3名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を月額8百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。かかる金額は、2008年6月27日開催の第84期定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬等の限度額と同一であり、本議案は、実質的に監査等委員会設置会社への移行前の監査役の報酬等の限度と同一の報酬等の限度をご承認いただくことをお願いするものであることから、また、監査等委員である取締役の職責に照らして、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役7名（社外取締役を除く。）に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額5,730万円を支給することといたしたいと存じます。

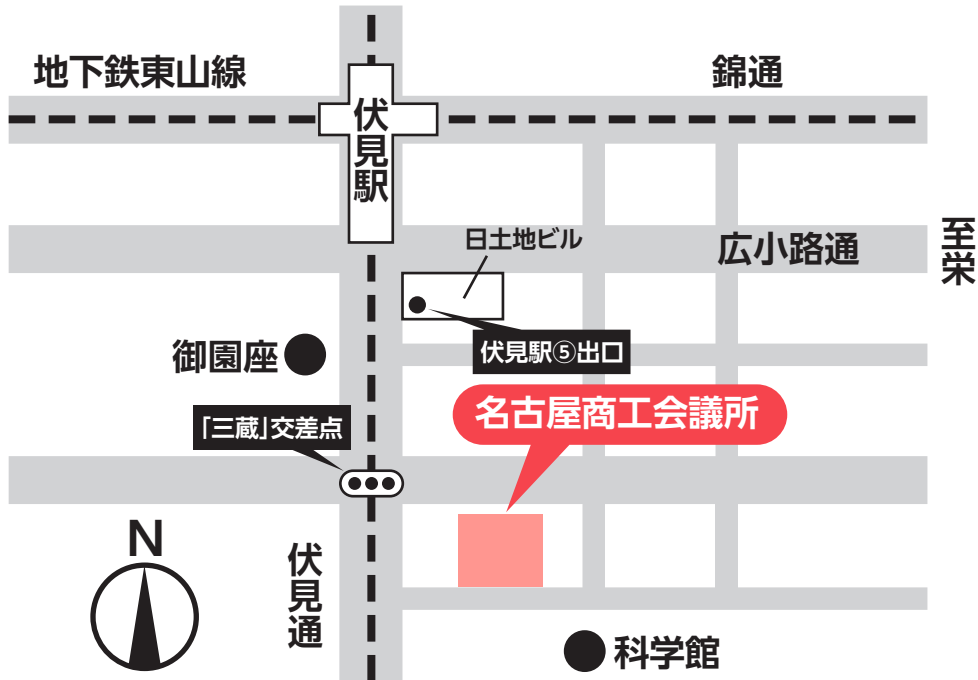
本議案に基づく賞与の取締役への支給額に関しましては、取締役会で決定した報酬決定方針（22頁～23頁に概要を記載）に沿って、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会に諮問のうえ、役員報酬全体に対して占める業績連動報酬の割合等を勘案して、取締役会において決定したものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

以 上

〈メ モ 欄〉

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 2階ホール
伏見駅⑤出口から南へ徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

